

高齢者活躍よりめいじらる事業を支援します

問 高齢福祉介護課(☎651-7789)

高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点となる「よりあいどころ」の整備・運営を支援します。

●施設等の整備補助

【対象者】

市内でよりあいどころの施設等を整備する法人または団体

【対象経費】

拠点整備にかかる経費（施設または車両の修繕料・施設または車両の整備に必要な工事請負費・備品購入費）

【補助率・限度額】

補助率 1/2
補助限度額 150万円
補助下限額 20万円

●運営補助

【対象者】

市内でよりあいどころ（茶話会、サロン、教室等）を運営する法人または団体。

【対象経費】

拠点運営にかかる経費（人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等）

【補助率・限度額】

補助率 1/2
1回の開催につき5,000円
1週あたりの上限10,000円

※65歳以上の参加者が5人以上ある場合に対象となります。

《共通事項》

【補助事業の実施期間】

交付決定日（平成30年3月31日）

【募集期間】

4月17日（月）～5月1日（月）

【事前相談】

4月3日（月）から事前相談を受け付けます。まずは電話で担当課まで。

【その他】

・すでに事業を実施している場合は、新たな取組を展開する必要があります。
・申請書の提出は直接担当課まで。
・交付対象者は5月開催予定の審査会で決定します。
・募集案内、申請書様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※詳しくは担当課または市ホームページをご覧ください。

患者総合支援センターを開設します

問 市立長浜病院 患者総合支援センター(☎681-2300)(代表)

よりよい入院支援と患者・家族の相談窓口の機能を持った「患者総合支援センター」を開設します。

当センターは、外来受診時から入院および退院後までを見据え、地域の中で安心して在宅療養を送っていただけるよう支援を行います。また、患者相談窓口としてワンストップで対応するとともに、安心してお話をしていただけのような個室を増設するなど、利便性やサービスの向上を図っています。当センター内併設の「がん相談支援センター」では、がんに関する様々な支援・連携を行います。

どうぞお気軽にご利用ください。

今後も地域の基幹病院として、多様な機能の充実に努めます。

【開設日】 4月3日（月）

【場所】 市立長浜病院

本館1階エントランス

【業務内容】

・入院に関する支援
・総合相談窓口
・セカンドオピニオン外来について
・かかりつけ医について
・がんに関する相談 など



患者総合支援センター



位置図

人間ドックの健診費用を助成します

問 保険医療課(☎651-6512)

疾病の早期発見および健康の保持増進を図るため、人間ドックを受診する人に、費用の一部を助成します。

【対象】

次の①～④すべてにあてはまる人
①長浜市国民健康保険に加入している人
②4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
③世帯に国民健康保険料、市税等に滞納がない人
④市の保健指導を受けることに同意する人

【助成内容】

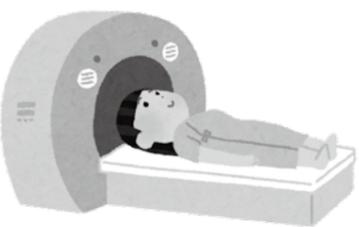
人間ドック（日帰り・1泊・脳ドック）、同時に実施されるオプション検診

【助成額】

受診費用の1/2（100円未満切捨て）上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

【対象受診機関】

市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCウエルネスひこね健診クリニック



【手続方法】

国民健康保険被保険者証を持って、保険医療課または左記担当課で申請してください。

※必ず受診前に申請してください。受診後の助成申請は受付できません。

※申請には本人の署名が必要です。

【受付期間】

4月3日（月）～7月31日（月）

※予算の都合上、締切日より早く受付を終了する場合があります。

問合せ・申込み

保険医療課（東館1階）
☎651-6512

北部振興局福祉生活課・各支所

後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります

問 保険医療課(☎651-6527)

4月1日から、後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります。詳しい内容や保険料額については、7月に郵便で被保険者の皆さんへお知らせします。

均等割額の軽減対象となる人の所得範囲の拡大

均等割額が5割または2割軽減される対象となる人の所得の範囲が、次のように拡大されます。

◎5割軽減の対象者

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人
「基礎控除額（33万円）＋27万円×世帯の被保険者数」
（改正前：基礎控除額＋26.5万円×世帯の被保険者数）

◎2割軽減の対象者

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人
「基礎控除額（33万円）＋49万円×世帯の被保険者数」
（改正前：基礎控除額＋48万円×世帯の被保険者数）

所得割額

所得割額の算定基礎となる所得の額（※①）が58万円を超えない人の所得割額の軽減割合が、5割から2割に変わります。

※①総所得金額等（※②）から基礎控除額の33万円を差し引いた額

※②前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物、株式等の譲渡所得金額等の合計額